



平成 27 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 サンリン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 柳澤 勝久
 (J A S D A Q ・ コード 7486)
 問合せ先
 役職・氏名 常務取締役管理本部長 大槻 清人
 電話 0263-97-3030

**第 82 期四半期報告書（第 1 四半期）及び
 過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書及び
 内部統制報告書の訂正報告書の提出について**

当社は、平成 27 年 8 月 12 日「平成 28 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」にて開示したとおり、提出の延長承認に係る期限である本日、当該四半期報告書につきまして関東財務局へ提出いたしました。

また、過年度の決算を訂正することとし有価証券報告書等の訂正報告書を同時に、関東財務局へ提出いたしました。

これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算短信及び訂正に係る過年度決算短信等につきましては平成 27 年 9 月 10 日に、T D n e t を通じて開示済みであります。

記

1. 提出期限の延長の対象となる四半期報告書

第 82 期（平成 28 年 3 月期）四半期報告書（第 1 四半期）

2. 訂正の対象となる有価証券報告書等

第 78 期	四半期報告書（第 1 四半期）	（自	平成 23 年 4 月 1 日	至	平成 23 年 6 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 2 四半期）	（自	平成 23 年 7 月 1 日	至	平成 23 年 9 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 3 四半期）	（自	平成 23 年 10 月 1 日	至	平成 23 年 12 月 31 日	）
〃	有価証券報告書	（自	平成 23 年 4 月 1 日	至	平成 24 年 3 月 31 日	）
第 79 期	四半期報告書（第 1 四半期）	（自	平成 24 年 4 月 1 日	至	平成 24 年 6 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 2 四半期）	（自	平成 24 年 7 月 1 日	至	平成 24 年 9 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 3 四半期）	（自	平成 24 年 10 月 1 日	至	平成 24 年 12 月 31 日	）
〃	有価証券報告書	（自	平成 24 年 4 月 1 日	至	平成 25 年 3 月 31 日	）
第 80 期	四半期報告書（第 1 四半期）	（自	平成 25 年 4 月 1 日	至	平成 25 年 6 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 2 四半期）	（自	平成 25 年 7 月 1 日	至	平成 25 年 9 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 3 四半期）	（自	平成 25 年 10 月 1 日	至	平成 25 年 12 月 31 日	）
〃	有価証券報告書	（自	平成 25 年 4 月 1 日	至	平成 26 年 3 月 31 日	）
第 81 期	四半期報告書（第 1 四半期）	（自	平成 26 年 4 月 1 日	至	平成 26 年 6 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 2 四半期）	（自	平成 26 年 7 月 1 日	至	平成 26 年 9 月 30 日	）
〃	四半期報告書（第 3 四半期）	（自	平成 26 年 10 月 1 日	至	平成 26 年 12 月 31 日	）
〃	有価証券報告書	（自	平成 26 年 4 月 1 日	至	平成 27 年 3 月 31 日	）

3. 訂正の対象となる有価証券届出書
有価証券届出書（平成 23 年 11 月 11 日提出分）

4. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 78 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）
第 79 期 内部統制報告書（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）
第 80 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）
第 81 期 内部統制報告書（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正しております。

(1) 第 78 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続きを実施した結果、当社代表取締役柳澤勝久は、平成 24 年 3 月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 24 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算の処理及び監査法人の四半期レビューの過程に於いて、平成 27 年 7 月 27 日に当社一支店における棚卸資産残高の異常な変動を発見し、翌 7 月 28 日に現地にてヒアリング並びに裏付け調査を行ったところ、当該支店における一部の取引について、一名の元従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は、直ちに同日社外監査役を委員長とする社内調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。当該調査の結果、当該元従業員の不正行為が過年度に及んでいることが確認されました。これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為が発生した支店において、コンプライアンスの意識が欠如した元従業員が支払のために現金を払い出す「買掛金諸口支払」の手続きを利用し、偽造請求書等を用いて架空仕入を行い、現金の着服をしていたものであります。また、この架空仕入の露見を回避するために架空在庫等の計上も行っておりました。このことは、「買掛金諸口支払」の手続きに関する社内ルールが明確化されていなかったことに加え、社内ルールの周知徹底及び遵守状況のチェック体制が不十分であったこと、仕入取引や棚卸資産の実在性や異常性等に関する支店及び本社レベルでのモニタリングが不十分であったことに起因するものと認識しております。

当社は、特定の支店に於ける内部統制及び社内環境の脆弱性が当該不正行為の発生を許したことから、全社的な内部統制及び業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があった為に発見の遅れが生じたものと判断しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏ま

え、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 社内ルールの見直しと周知徹底
2. リスクマネジメント体制の再構築
 - (1) 管理体制の再構築
 - (2) 牽制機能の強化
3. 支店等の内部牽制機能強化と健全な運営の実施
 - (1) 支店内の定期チェックの実施
 - (2) 所属長による自店社員との定期的な面接の実施
 - (3) 職務の見直しと職務分掌の徹底

なお、これらの詳細につきましては、平成 27 年 9 月 10 日開示の社内調査委員会による報告書をご参照ください。

(2) 第 79 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続きを実施した結果、当社代表取締役柳澤勝久は、平成 25 年 3 月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 25 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算の処理及び監査法人の四半期レビューの過程に於いて、平成 27 年 7 月 27 日に当社一支店における棚卸資産残高の異常な変動を発見し、翌 7 月 28 日に現地にてヒアリング並びに裏付け調査を行ったところ、当該支店における一部の取引について、一名の元従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は、直ちに同日社外監査役を委員長とする社内調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。当該調査の結果、当該元従業員の不正行為が過年度に及んでいることが確認されました。これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為が発生した支店において、コンプライアンスの意識が欠如した元従業員が支払のために現金を払い出す「買掛金諸口支払」の手続きを利用し、偽造請求書等を用いて架空仕入を行い、現金の着服をしていたものであります。また、この架空仕入の露見を回避するために架空在庫等の計上も行っておりました。このことは、「買掛金諸口支払」の手続きに関する社内ルールが明確化されていなかったことに加え、社内ルールの周知徹底及び遵守状況のチェック体制が不十分であったこと、仕入取引や棚卸資産の実在性や異常性等に関する支店及び本社レベルでのモニタリングが不十分であったことに起因するものと認識しております。

当社は、特定の支店に於ける内部統制及び社内環境の脆弱性が当該不正行為の発生を許したことから、全社的な内部統制及び業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不

備があった為に発見の遅れが生じたものと判断しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 社内ルールの見直しと周知徹底
2. リスクマネジメント体制の再構築
 - (1) 管理体制の再構築
 - (2) 牽制機能の強化
3. 支店等の内部牽制機能強化と健全な運営の実施
 - (1) 支店内の定期チェックの実施
 - (2) 所属長による自店社員との定期的な面接の実施
 - (3) 職務の見直しと職務分掌の徹底

なお、これらの詳細につきましては、平成 27 年 9 月 10 日開示の社内調査委員会による報告書をご参照ください。

- (3) 第 80 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続きを実施した結果、当社代表取締役柳澤勝久は、平成 26 年 3 月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 26 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算の処理及び監査法人の四半期レビューの過程に於いて、平成 27 年 7 月 27 日に当社一支店における棚卸資産残高の異常な変動を発見し、翌 7 月 28 日に現地にてヒアリング並びに裏付け調査を行ったところ、当該支店における一部の取引について、一名の元従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は、直ちに同日社外監査役を委員長とする社内調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。当該調査の結果、当該元従業員の不正行為が過年度に及んでいることが確認されました。これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為が発生した支店において、コンプライアンスの意識が欠如した元従業員が支払のために現金を払い出す「買掛金諸口支払」の手続きを利用し、偽造請求書等を用いて架空仕入を行い、現金の着服をしていたものであります。また、この架空仕入の露見を回避するために架空在庫等の計上も行っておりました。このことは、「買掛金諸口支払」の手続きに関する社内ルールが明確化されていなかったことに加え、社内ルールの周知徹底及び遵守状況のチェック体制が不十分であったこと、仕入取引や棚卸資産の実在性や異常性等に関する支店及び本社レベルでのモニタリングが不十分であったことに起因するものと認識しております。

当社は、特定の支店に於ける内部統制及び社内環境の脆弱性が当該不正行為の発生を許したことから、全社的な内部統制及び業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があった為に発見の遅れが生じたものと判断しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 社内ルールの見直しと周知徹底
2. リスクマネジメント体制の再構築
 - (1) 管理体制の再構築
 - (2) 牽制機能の強化
3. 支店等の内部牽制機能強化と健全な運営の実施
 - (1) 支店内の定期チェックの実施
 - (2) 所属長による自店社員との定期的な面接の実施
 - (3) 職務の見直しと職務分掌の徹底

なお、これらの詳細につきましては、平成27年9月10日開示の社内調査委員会による報告書をご参照ください。

(4) 第81期 内部統制報告書（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続きを実施した結果、当社代表取締役柳澤勝久は、平成27年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成27年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成28年3月期第1四半期決算の処理及び監査法人の四半期レビューの過程に於いて、平成27年7月27日に当社一支店における棚卸資産残高の異常な変動を発見し、翌7月28日に現地にてヒアリング並びに裏付け調査を行ったところ、当該支店における一部の取引について、一名の元従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は、直ちに同日社外監査役を委員長とする社内調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。当該調査の結果、当該元従業員の不正行為が過年度に及んでいることが確認されました。これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成27年3月期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為が発生した支店において、コンプライアンスの意識が欠如した元従業員が支払のために現金を払い出す「買掛金諸口支払」の手続きを利用し、偽造請求書等を用いて架空仕入を行い、現金の着服をしていたものであります。また、この架空仕入の露見を回避するために架空在庫等の計上も行っておりました。このことは、「買掛金諸口支払」の手続きに関する社内ルールが明確化されていなかったことに加え、社内ルールの周知徹底及び遵守状況のチェック体制が不十分であったこと、仕入取引や棚卸資産の実在性や異常性等に関する支店及び本社

レベルでのモニタリングが不十分であったことに起因するものと認識しております。

当社は、特定の支店に於ける内部統制及び社内環境の脆弱性が当該不正行為の発生を許したことから、全社的な内部統制及び業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があった為に発見の遅れが生じたものと判断しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 社内ルールの見直しと周知徹底
2. リスクマネジメント体制の再構築
 - (1) 管理体制の再構築
 - (2) 牽制機能の強化
3. 支店等の内部牽制機能強化と健全な運営の実施
 - (1) 支店内の定期チェックの実施
 - (2) 所属長による自店社員との定期的な面接の実施
 - (3) 職務の見直しと職務分掌の徹底

なお、これらの詳細につきましては、平成 27 年 9 月 10 日開示の社内調査委員会による報告書をご参照ください。

5. 訂正の経緯及びその理由

当社は、平成 27 年 8 月 3 日付「当社従業員による不正行為のお知らせ並びに平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算発表延期のお知らせ」にて開示したとおり、当社の一支店において一名の従業員による不正行為が発覚し、当社では直ちに社内調査委員会を設置し、また不正調査の経験を多数有し、当社と利害関係のない外部の会計アドバイザー専門会社の支援を受け、専門的及び客観的見地から、売上・仕入・棚卸資産計上等疑義のある取引に関し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定等を行ってまいりました。

上記調査委員会の調査結果を受け、影響のある過年度まで遡及し、財務諸表並びに連結財務諸表について、架空仕入等仮装された数値を訂正することといたしました。

今般、当社の監査法人である有限責任 あずさ監査法人による、過年度の財務諸表並びに連結財務諸表に係る遡及修正に関する監査並びに四半期レビューが完了し、監査報告書等の交付を受けましたので、上記書類の提出を行ったものであります。

以上